

事務連絡  
令和6年3月29日

県指定居宅サービス事業所 御中  
(介護老人保健施設、介護医療院、  
(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護)

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部高齢福祉課

令和6年度介護報酬改定に係る加算(減算)届の取扱いについて

日ごろから、介護保険制度の適切な推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。令和6年4月1日以降の加算届の取扱いについて令和6年3月12日付け事務連絡によりお知らせしましたが、この度、厚生労働省老健局より、介護報酬改定に係る報酬告示等が示されました。つきましては、改めて、次のとおりお知らせいたしますので、必要に応じてご対応をお願いします。

## 1 加算届出の要否

下記に掲載した「(別紙)「既存のサービス事業所の届出留意事項」」をご確認いただき、届け出が必要か否かご判断ください。

介護情報サービスかながわ

→文書/カテゴリ検索

→令和6年度介護保険制度改正・報酬改定

→令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の取扱いについて

→(別紙)「既存のサービス事業所の届出留意事項」

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=90834&id=90860>

※別紙に記載のない加算を既に算定している場合で、引き続き要件を満たす場合は改めて届出を提出する必要はありません。

※令和6年4月以降廃止になる加算を取り下げる旨の届け出は不要です。

## 2 加算届出様式等の掲載場所

下記に掲載している、加算届一覧表ご覧いただき、必要な書類等を確認の上、届出を作成してください。今回の改定により、届出様式が新たに追加された加算があります。その他、全面的に添付書類を見直しておりますので、提出書類に過不足がないようご注意ください。

介護情報サービスかながわ  
→文書/カテゴリ検索  
→3. 加算届  
→各サービス

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=4>

### 3 提出方法・提出先・提出期限

- (1) 提出方法：電子申請届出システムまたは郵送  
※詳細は上記加算届一覧表をご確認ください。
- (2) 提出先（郵送のみ）：〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
神奈川県庁高齢福祉課保健・居住施設グループ 宛
- (3) 提出期限：①4月1日施行とするサービス  
令和6年4月15日（月）＜当日消印有効＞  
※消印が押印される場合に限りです。消印の確認ができない場合は、令和6年4月15日（月）までに本県到着した分を4月算定の届出として処理をします。  
※5月以降算定加算については、通常どおり前月15日が提出期限です。  
②6月1日施行とするサービス  
前月15日

### 3 留意事項

- 「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」について、新たな届出がない場合、「減算型」とみなします。
- 「生産性向上推進体制加算」について、新たな届出がない場合は「なし」とみなします。
- 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」及び「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」について、新たな届出がない場合は、「なし」とみなします。
- （介護予防）特定施設入居者生活介護の「夜間看護体制加算」について、加算Ⅰに該当する場合は、新たな加算の届出が必要です。新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなします。
- 既に4月算定開始の届出を提出済みの事業所においては書類の差し替え等を依頼する可能性があります。個別に対応させていただきますのでご承知おきください。
- 介護報酬改定に関する質問は、電話では受け付けておりません。質問は、下記、かながわ電子申請システムを用いてお寄せください。回答は、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」にQ&Aを順次、掲載します。なお、厚生労働省等への確認などで、回答までにお時間をいただく場合がありますので御了

承ください。

電子申請システム（高齢福祉課保健・居住施設グループ問合せフォーム）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=66649](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=66649)

問合せ先

高齢福祉課 保健・居住施設グループ

電話 (045) 210-1111 内線 4856～4859